

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年三月二十八日 内閣総理大臣 森 喜朗

政令第七十七号

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項、第三十条第一項及び第八項、第五十五条の五第一項、第五十五条の六第二項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。第三条第一項第二号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割により分割後新たに設立される法人又は営業を承継する法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

第三条第二項中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改める。

第五条第一項中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第六条の四第二項第二号イ」を「第六条の四第二項第二号」に改め、同号イ中「及び第六条の四第二項第二号」を削る。

第六条の二中「（主務省令で定めるものを除く）」を削る。

第六条の四第二項第一号中「（主務省令で定めるものを除く）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 指定技術以外の技術導入契約の締結等

附則 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の対内直接投資等に関する政令第六條の四第二項の規定は、この政令の施行の日以後に於ける外国為替及び外国貿易法第三十條第一項に規定する技術導入契約の締結等（以下この項において「技術導入契約の締結等」という。）について適用し、同日前にした技術導入契約の締結等については、なお従前の例による。 3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 森 喜朗

財務大臣 片山虎之助

文部科学大臣 宮澤 喜一

厚生労働大臣 町村 信孝

農林水産大臣 坂口 信孝

経済産業大臣 谷津 義男

国土交通大臣 平沼 赳夫

林 寛子

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年三月二十八日 内閣総理大臣 森 喜朗

政令第七十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第四十五条第一項、第五十七條第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項前段及び第一百三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号の五を第三号の六とし、第三号の二から第三号の四までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 エチレンオキシド

第二十二條第一項第三号中「特定化学物質等」の下に「（同号5の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5の2に係るものを除く）」を加える。

別表第一第四号2中「酸化エチレン」を「エチレンオキシド」に改める。

5の2 エチレンオキシド

附則

(施行期日) この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成十五年四月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成十三年十月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七條第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八條第三号の二に掲げる物

二 新令第十八條第三十九号に掲げる物、前号に掲げる物を含有するもの

（作業環境測定に関する経過措置）

第四条 事業者は、新令第二十一條第七号に掲げる作業場（旧令第二十一條第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成十四年四月三十日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣 坂口 信孝

内閣総理大臣 森 喜朗

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年三月二十八日 内閣総理大臣 森 喜朗

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第

百二十三号）第十九條第四項（同法附則第三條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十六條中「合併が」を「合併若しくは分割事業の全部を承継させるものに限る。」に改め、「設立した法人である事業主」の下に「若しくは分割により事業の全部を承継した法人である事業主」を、「それぞれ、合併により消滅した法人である事業主」の下に「若しくは分割により事業の全部を承継させた法人である事業主」を加える。

附則 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

財務大臣 宮澤 喜一

厚生労働大臣 坂口 信孝

内閣総理大臣 森 喜朗

百二十三号）第十九條第四項（同法附則第三條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十六條中「合併が」を「合併若しくは分割事業の全部を承継させるものに限る。」に改め、「設立した法人である事業主」の下に「若しくは分割により事業の全部を承継した法人である事業主」を、「それぞれ、合併により消滅した法人である事業主」の下に「若しくは分割により事業の全部を承継させた法人である事業主」を加える。

附則 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

財務大臣 宮澤 喜一

厚生労働大臣 坂口 信孝

内閣総理大臣 森 喜朗

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令

御名 御璽

平成十三年三月二十八日 内閣総理大臣 森 喜朗

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第一百十一号）附則第二十九條の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

財務大臣 宮澤 喜一

厚生労働大臣 坂口 信孝

内閣総理大臣 森 喜朗

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

財務大臣 宮澤 喜一

厚生労働大臣 坂口 信孝

第七条の見出しを「社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関する経過措置」に改め、同条中「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（以下「社会福祉事業法等改正法」という。）を「社会福祉事業法等改正法」に改め、（昭和三十六年法律第五十五号）を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（以下「社会福祉事業法等改正法」という。）第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）第四條の第二項の規定により平成十三年四月三十日までの間に申出施設等になったものとみなされたことにより同法第二條第六項に規定する申出施設等職員となつた者（同月一日において現に同条第八項に規定する共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する当該申出施設等とみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。）については、同月一日において同条第六項に規定する申出施設等職員となつたものとみなす。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 森 喜朗

平成十三年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る率を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十三年三月二十八日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第八十一号

平成十三年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る率を定める政令

令

内閣は、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十五條第一項第一号及び国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象外医療費見込額に係る率）
1 平成十三年度における老人保健法第五十五條第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の百四十とする。
（特別調整基準率）
2 平成十三年度における国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第八條第三項に規定する政令で定める率は、百分の三十二とする。

附 則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 森 喜朗

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十三年三月二十八日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第八十二号

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十九條、第七十條第一項、第七十二條第一項及び第七十三條第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第八十六條並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第十四條の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正）

第一条 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「被保険者一人当たり」を「介護保険第二号被保険者（同法第九條第二号に規定する被保険者である被保険者をいう。

以下同じ。）一人当たり」に、「被保険者の」を「介護保険第二号被保険者の」に改め、同項第二号中「次項において同じ」を削り、「一人当たりの額」の下に「（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用にあつては、介護保険第二号被保険者一人当たりの額）」を、「又は被保険者の」の下に「若しくは介護保険第一号被保険者」を加える。

第一条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる介護保険第二号被保険者一人当たりの額又は被保険者一人当たりの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の市町村の通例国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用に係る介護保険第二号被保険者一人当たりの額 八十八円
二 前項第二号の組合の通例国民健康保険の事務（老人保健法の規定による拠出金の納付に関する事務を含み、介護納付金の納付に関する事務を除く。）の執行に要する費用に係る被保険者一人当たりの額 六百七十四円

三 前項第二号の組合の通例国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用に係る介護保険第二号被保険者一人当たりの額 五十一円
附則第十項の見出し中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同項中「平成十一年度における法」を「平成十二年度における法」に、「平成十一年三月一日から平成十二年二月二十九日まで」を「平成十二年三月一日から平成十三年二月二十八日まで」に、「平成十一年度における老人保健法」を「平成十二年度における老人保健法」に改める。

附則第十一項中「平成十一年度における」を「平成十二年度における」に、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十二年政令第七十一号。以下「平成十一年度

改正政令」という。）を「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（平成十三年政令第八十二号。以下「平成十二年改正政令」という。）第一條の規定」に、「平成十一年度において」を「平成十二年度において」に、「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。
附則第十二項中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改める。
附則第十三項中「平成十二年三月一日」を「平成十三年三月一日」に、「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。
附則第十四項を次のように改める。

14 平成十二年度における法第七十三條の規定による補助金の額については、第五條第一項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と、同項第一号イ中「療養の給付」とあるのは「平成十二年三月一日から平成十三年二月二十八日までの間における療養の給付」と、同号ロ中「老人保健医療費拠出金」とあるのは「平成十二年度における老人保健医療費拠出金」と、同条第二項中「当該年度」とあるのは「平成十二年三月一日から平成十三年二月二十八日までの間」とする。

附則第十五項中「平成十一年度における」を「平成十二年度における」に、「平成十一年度改正政令による改正前の附則第十五項の規定により平成十一年度」を「平成十二年度改正政令第一條の規定による改正前の附則第十五項の規定により平成十二年度」に、「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。
（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二千五百八十五円」を「二千四百四十円」に改める。
第三条中「二千三百五十六円」を「千七百九十三円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和四十年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一号中「二千四百五十三円」を「二千四百三十七円」に改める。

第二条中「千五百二十一円」を「千五百九円」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、交付金又は補助金から適用する。

一 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(次号において「算定政令」という。)第一条平成十二年度分の事務費負担金

二 算定政令附則第十項から第十五項まで平成十二年度に係る療養給付費等負担金、調整交付金及び補助金

三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第三条平成十二年度分の事務費交付金

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条平成十二年度分の事務費交付金

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 森 喜朗

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十三年三月二十八日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第八十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の施行に伴い、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百四十四条第二項、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)第十七条及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百二十二号)第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

(鉱害賠償登録令の一部改正)
第一条 鉱害賠償登録令(昭和三十年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「行政手続法の適用除外(第二十八条の二)」を「他の法律の適用除外(第二十八条の二・第二十八条の三)」に改める。

第八条第一項中「利害の關係のある部分に限り」を削り、「附属書類」の下に「登録簿の附属書類については、利害の關係のある部分に限る。」を加える。
「第三章の二 行政手続法の適用除外」を「第三章の二 他の法律の適用除外」に改める。
第二十八条の二に見出しとして「行政手続法の適用除外」を付する。

第三章の二 中第二十八条の二の次に次の一条を加える。
第三十二条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

第二十八条の三 登録簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
(債権譲渡登記令の一部改正)
第二条 債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。
第五章中第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
第二十三条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
(後見登記等に関する政令の一部改正)
第三条 後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第六章中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
附則
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
法務大臣 高村 正彦
内閣総理大臣 森 喜朗

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
第二十三条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(後見登記等に関する政令の一部改正)
第三条 後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第六章中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
第十八条 登記申請書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

附則
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
法務大臣 高村 正彦
内閣総理大臣 森 喜朗

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽
平成十三年三月二十八日
内閣総理大臣 森 喜朗

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第五條第十項、第六條第一項、第八條第一項及び第二項、第九條第一項ただし書及び第十二項、第十一條、第二十六條並びに第二十八條の規定に基づき、この政令を制定する。

(取用委員会の裁決の申請手続)
第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第五條第十項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を取用委員会に提出しなければならない。

(土砂災害警戒区域の指定の基準)
第二条 法第六條第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。
一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域
イ 急傾斜地(傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上のものに限る。以下同じ)
ロ 次に掲げる土地の区域のうちイの急傾斜地の先端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

(1) イの急傾斜地の先端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該先端からの水平距離が十メートル以内のもの
(2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該先端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍(当該距離の二倍が五十メートルを超える場合にあつては、五十メートル)以内のもの(急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)

二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川(当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七條第四号ハにおいて「溪流」という。)のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であつて、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの(土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。)